

建設国保に加入している皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により要件を満たす方は、下記の制度が申請できます。

1、保険料の減免

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等に減少が見込まれる世帯の方 ⇒保険料の減額又は全額免除

<収入減少により保険料が減免される具体的な要件>

- 組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることが条件となり、その根拠となる資料の提出が必要となります。
- 保険料の減免額は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の保険料減免割合をかけた金額となり、令和2年2月～令和3年3月の保険料が減免対象となります。（但し、6月1日以降で建設国保の資格を有する人に限る）

収入（売上）の減少率	保険料減免割合
5割以上減少	全額免除
4割以上5割未満減少	3/4免除
3割以上4割未満減少	1/2免除

<提出書類>

- ①国民健康保険料減免申請書
- ②前年（令和元年度）の収入総額がわかるもの

- 個人事業主・一人親方の方：確定申告書（収受印が押印されているもの）
- 従業員の方：源泉徴収票

- ③今年（令和2年度）の収入減がわかるもの

- 個人事業主・一人親方の方：売上帳簿等
- 従業員の方：給与明細書、収入が確認できる通帳のコピー（口座名義、内容面）

- ※ 持続化給付金の申請をされた方（個人又は法人事業主）は、持続化給付金決定通知ハガキのコピー（宛名面と内容面）の提出により全額免除の申請が可能となり②、③の書類は省略できます。
- ※ 役員報酬の減少だけでは、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の判断とならないため対象となりません。

2、傷病手当金（新型コロナウイルス感染症特別支給）

- PCR検査陽性となった組合員の方は、待機期間を支給対象とした傷病手当金の申請ができます。申請方法については建設国保へお問合せください。

上記申請の窓口はご所属の組合・支部になります。

（お問合せ先） 神奈川県建設連合国民健康保険組合
045-453-9661

国民健康保険料減免申請書

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免用)

※欄記入必須

被保険者証	記号	36	※番号(8桁)						
※組合員氏名			※職種						
※免除を申請する理由(該当する番号)に○をしてください	1	新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の令和2年分の事業収入等が令和元年分と比べ減少が見込まれ、下記の減免基準に該当するため							
		収入減少率		減額または免除割合		事業収入等の内訳			
		○5割以上減少		全額免除		事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれか。			
		○4割以上5割未満減少		3/4免除					
○3割以上4割未満減少		1/2免除							
2		【収入減の確認に必要な提出書類】 ①前年(令和元年分)の収入総額確認書類(確定申告書、源泉徴収票など) ②今年(令和2年分)の収入減確認書類(帳簿、給与明細書、通帳コピーなど) ③下記、収入見込額申立欄の記入							
3		新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡したため ○死亡診断書、傷病手当金申請書など死亡が確認できる書類を添付してください。							

○免除申請理由が上記1の場合は、下記収入見込額申立欄に記入してください。

<収入見込額申立欄>

令和2年2月以降で最も収入の少なかった月の収入月額	×	算定月数	=	令和2年の収入見込み総額
円		12ヶ月		円

※上記のとおり申請します。

令和 年 月 日 (申請者)

住所 _____

氏名 _____ 印

神奈川県建設連合国民健康保険組合理事長 殿

【支部記入欄】

返還方法	本人ゆうちょ口座・支部送金
------	---------------

支部受付	国保受付